

ご利用規則

当館では、お客様に安全かつ快適にご利用いただくため、利用規則を定めておりますので、**宿泊約款第10条に定めのあるとおり、その遵守にご協力くださいますようお願い申し上げます。**
遵守いただけない場合は、やむを得ず、ご宿泊または館内施設のご利用をお断り申し上げ、又場合によっては損害をご負担頂くこともございますので、特に留意下さいますようお願い申し上げます。

火災予防上お守りいただきたい事項

- 火災の原因となりやすい場所での喫煙（寝たばこ、館内の歩行中）はおやめくださいませ。
- 客室内には暖房用、炊事用等の火器及びアイロン等の持ち込み、ご使用はおやめくださいませ。
- その他の火災の原因となるような行為はおやめくださいませ。
- 消防用設備用のいたずらは、安全の維持に支障が生じますのでおやめくださいませ。

保安上お守りいただきたい事項

- ご滞在中のお部屋からお出になられる節には施錠をご確認下さいませ。
- 館外へお出かけの際は、フロント横の貴重品ボックスに鍵をお預けになられますようお願い申し上げます。
- ご訪問客と客室内での面会のご遠慮願います。

貴重品、お預かり品及び遺失物のお取り扱いについて

- 客室に備付の金庫は、お客様が自由にお使い頂けるよう便宜備えつけてありますが、簡易なものですから、現金、貴重品については事故防止のため、必ずフロントにお預け下さい。

お支払いについて

- 料金支払いは、通貨（日本円）、宿泊券に依り、ご退館時又当館が請求した時フロントでお支払いいただきますので、ご了承下さいませ。
なお、通貨（日本円）に代り得る方法によりお支払いいただくときは、事前にご呈示ください。
- 小切手でのお支払いはお受けできませんので、ご了承願います。
- 都合により、ご入館時にお預かり金を申し受ける場合がございますので、ご了承願います。

その他お守りいただきたい事項

- 館内にて他のお客様のご迷惑となるようなもの、犬、猫、小鳥、その他の動物、発火又は引火性のもの、悪臭を発するもの、その他法令で所持を禁じられているもののお持込みはご遠慮願います。
- 館内で、高声、放歌、喧騒な行為、とばく、風紀、治安を乱すような行為、他のお客様の迷惑になるような言動はなさらないようお願い申し上げます。
- 当館の許可なく、客室、ロビー等を営業行為（展示、広告、宣伝、販売等）などの目的にご使用にならないようお願い申し上げます。
- 館内の施設、備品の現状を著しく変更したり、用途以外にご使用になることはご遠慮願います。
- 客室の窓側、ベランダ、廊下又はロビーなどに物品を陳列したり、放置しないようお願い申し上げます。
- 風呂及び洗面所のご使用後は必ず給湯水をお止め下さい。
もし流れ放しであふれさせますと、隣室、階下室に被害が及ぶ場合がございますので、ご注意願います。
- 未成年のみのご宿泊は、保護者の許可のない限りお断りさせていただきますのでご了承願います。
- エネルギーを大切に使うため、節電、節水にご協力の程お願い申し上げます。
- 客室外からの外線電話のご利用はできませんのでご了承願います。
フロントへの連絡は内線 9 番へおかけください。

宿泊約款

(適用範囲)

- 当館が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
- 当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申込み)

- 当館に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。
 - 宿泊者名
 - 宿泊日及び到着予定時刻
 - 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による。）
 - その他当館が必要と定める事項
- 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。
- 当館は、宿泊予定日前の任意の日に、宿泊客からいただいた連絡先に予約の確認の電話または電子メールを差し上げることがあります。
- 当館が、誤った宿泊料金を表示し、当該宿泊料金に基づき宿泊契約の申し込みをされ、当館が承諾をした場合は、当該料金がその前後の期日の宿泊料金に比して著しく低廉であるときは、当該料金につき、「限定」、「特別」、「キャンペーン」等の低廉のある理由の表示のない限りは、民法上の錯誤による承諾であることから、宿泊契約は無効とさせていただきます、速やかにその旨の通知を差し上げます。

(宿泊契約の成立等)

- 宿泊契約は、当館が前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超えるときは3日間）の基本宿泊料金を限度として当館が定める申込金を、当館が指定する日までに、お支払いいただきます。
- 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 第2項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当館がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする契約)

- 前条第2項の規定にかかわらず、当館は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
- 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当館が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

- 当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
 - 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
 - 満室（員）により客室の余裕がないとき。
 - 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をすおそれがあると認められるとき。
 - 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成33年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
 - 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす行動をしたとき。
 - 宿泊しようとする者が、旅館業法第4条の2第1項第2号に規定する特定の感染症患者等（以下「特定感染症の患者等」という。）であるとき。
 - 宿泊しようとする者が、当館に対し合理的な理由の無い苦情、要求を申し立てる等、平穏な秩序を乱す恐れがあると認められるとき。
 - 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
 - 宿泊しようとする者が泥酔等で、他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められたとき。（新潟県旅館業法施行条例 第5条）
 - 宿泊しようとする者が、保護者の許可なく、未成年者のみで宿泊しようとするとき。
- 当館の定める利用規則に従わない場合。

(宿泊客の契約解除権)

- 宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- 当館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当館が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。なお、個別の宿泊契約によっては、当館が宿泊客に告知したときに限り、別途、違約金を收受することがあります。ただし、当館が第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当館が宿泊客に告知したときに限ります。
- 当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当館の契約解除権)

- 当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
 - 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をすおそれがあると認められるとき、又は同行行為をしたと認められるとき
 - 宿泊客が特定感染症の患者等であるとき
 - 宿泊客が第5条第1項第4号で規定する暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者その他の反社会的勢力であると認められるとき
 - 宿泊客が当館内で合理的な理由のない苦情、要求を申し立てる等、当館内の平穏な秩序を乱しているとき
 - 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき
 - 宿泊客が泥酔等で、他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められたとき。（新潟県旅館業法施行条例 第5条）
 - 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当館が定める利用規則に従わないとき
 - 宿泊客が保護者の許可なく、未成年者のみで宿泊しようとするとき
 - 当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきます。

(宿泊の登録)

- 宿泊客は、宿泊日当日、当館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
 - 宿泊者の氏名、年齢、性別、住所及び職業。
 - 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日。
 - 退館日及び退館予定時刻。
 - その他当館が必要と認める事項。
- 宿泊客が第12条の料金の支払いを、通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

(客室の使用時間)

- 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、午後2時から翌朝10時までとします。

(利用規則の厳守)

- 宿泊客は、当館内においては、当館が定めて館内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

- 当館の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクター等でご案内いたします。
 - 日帰り営業時間 平日：AM10:00～PM9:30
土休日：AM10:00～PM10:00
- 前項の時間は、必要やむをえない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

- 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定方法は、別表第1に掲げるところによります。
- 前項の宿泊料金の支払いは、通貨（日本円）等これに代わり得る方法により、宿泊客の退館の際又は当館が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
- 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当館の責任)

- 当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
- 当館は、消防機関から通達ワークを受領しておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

- 当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解をえて、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
- 当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

- 館内での貴重品に対する責任は一切負いかねます。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

- 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当館に入館した場合は、その到着前に当館が了解したときに限って責任を持って保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡します。
- 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れた場合において、その所有者が判明したときは、当館は当該所有者に連絡するとともにその指示を求めるとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日をきめ7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。
- 前2項の場合における宿泊客又は携帯品の保管についての当館の責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準ずるものとします。

(駐車場の責任)

- 宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

- 宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。
- 当宿泊施設内は、指定喫煙場所を除きすべて禁煙のため、客室内もしくは施設内の指定喫煙場所以外の場所における宿泊客による喫煙を確認した場合、当該宿泊客は当宿泊施設に対し、客室クリーニング代及び客室販売停止にかかる損害を賠償していただきます。

別表第1 宿泊料金の内訳（第2条第1項及び第12条第1項関係）

宿泊客が支払うべき金額	内訳	
	宿泊料金	基本宿泊料（室料+食事等の代金）
	追加料金	その他の利用料
	税金	消費税法及び条例により規定される諸税

備考 基本宿泊料は宿泊契約成立時の料金によります。

別表第2 違約金（第6条第2項関係）

契約解除の通知を受けた日	契約解除の通知を受けた日											
	不泊	当日	前日	2日前	3日前	5日前	6日前	7日前	8日前	14日前	15日前	30日前
14名まで	100%	100%	50%	30%	30%							
15名～30名まで	100%	100%	50%	30%	30%							
31名～100名まで	100%	100%	80%	50%	30%	20%	20%	10%	10%			

(注) 1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分（初日）の違約金を收受します。
3. 団体客（15名以上）の一部について契約の解除があった場合宿泊の10日前（その日より後に申込みをお引き受けた場合にはそのお引き受けた日）における宿泊人数10%（増数が出た場合には切り上げる）にあたる人数については、違約金はいただきます。